

	事業者 (業種)	時期	申入れ等の内容【根拠法令】	事業者の対応状況
1	株式会社V・ファーレン長崎	2020/9/1～ 2020/9/30	<p>当該会社が消費者との間で、シーズンチケット売買契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと。</p> <p>①申込後のキャンセル等には応じないとの意思表示【消費者契約法8条の2】</p> <p>②シーズンチケットの盗難・紛失に関し、一切責任を負わないとの意思表示【消費者契約法8条第1号・3号】</p> <p>当該会社がシーズンチケット購入済みの消費者との間で、コロナ禍の影響により無観客試合となった主催試合に関し、当該試合分のみの返金を行わないとの意思表示を撤回すること【消費者契約法10条】</p>	<p>当法人からの申入れに従い、シーズンチケットの記載および取り扱いを是正したとの回答を受領。</p> <p>上記内容の回答書を受領し、当該会社ウェブサイトにて無観客試合分のみの返金にも応じる旨の発表を確認して、終了。</p>
2	株式会社ジャックス	2020/11/24～	<p>販売店(加盟店)が消費者との間で割賦販売契約を締結するに際し、当該会社が販売店(加盟店)に対し下記内容の意思表示を行わせないこと。</p> <p>消費者の早期完済した場合割戻し手数料額について、78分法によって算出された金額から一定割合の金額を控除するとの意思表示【消費者契約法10条】</p>	当該会社からの回答待ち。
3	株式会社阪急交通社	2020/11/24～	<p>当該会社が消費者との間で、海外募集型企画旅行契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと。</p> <p>消費者側のキャンセルによって新たに1人部屋利用の必要が生じた場合、1人部屋追加代金と取消料の双方を收受するとの意思表示【消費者契約法9条1号】</p>	当該会社からの回答待ち。